五　信用金庫及び信用金庫連合会
六　労働金庫及び労働金庫連合会
七　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十二条第一号において同じ。）
八　農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。第十二条第三号において同じ。）及び農業協同組合連合会（同項第二号及び第三号の事業を併せ行うものに限る。同条第三号において同じ。）
九　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十二条第三号において同じ。）、漁業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。第十二条第三号において同じ。）、水産加工業協同組合（同法第九十三条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十二条第三号において同じ。）及び水産加工業協同組合連合会（同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。第十二条第三号において同じ。）
十　農林中央金庫
（指定金融機関の指定の基準となる法律）
第十一条　法第四十一条第四項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。
一　農業協同組合法
二　水産業協同組合法
三　中小企業等協同組合法
四　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）
五　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）
六　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）
七　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
八　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
九　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）
十　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
十一　株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）
十二　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）
十三　産業競争力強化法
（内閣総理大臣等への通知）
第十二条　主務大臣は、法第四十一条第一項の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）、法第四十三条第一項の認可、同条第二項若しくは法第四十六条の規定による命令若しくは法第四十八条第一項若しくは第二項の規定による指定の取消し（以下この条において「処分」と総称する。）をしたとき、又は法第四十七条第一項の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）を受理したときは、速やかに、その旨を、当該処分を受け、又は届出を行った指定金融機関（法第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。）が次の各号に掲げるものである場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。
一　銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会　内閣総理大臣
二　労働金庫及び労働金庫連合会　内閣総理大臣及び厚生労働大臣
三　農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び農林中央金庫　農林水産大臣及び内閣総理大臣
四　株式会社商工組合中央金庫　経済産業大臣、財務大臣及び内閣総理大臣
五　株式会社日本政策投資銀行　財務大臣（株式会社日本政策投資銀行が株式会社日本政策投資銀行法第九条第一項の承認を受けた場合にあっては、財務大臣及び内閣総理大臣）
（事業再生円滑化関連保証に係る保険料率）
第十三条　法第五十四条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間（中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）第二条第一項に規定する借入れの期間をいう。次条及び第二十二条において同じ。）一年につき、普通保険（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険をいう。次条において同じ。）及び無担保保険（同法第三条の二第一項に規定する無担保保険をいう。次条及び第二十一条において同じ。）にあっては一・六九パーセント（手形割引等特殊保証（同令第二条第一項に規定する手形割引等特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十二条において同じ。）及び当座貸越し特殊保証（同令第二条第一項に規定する当座貸越し特殊保証をいう。以下この条、次条及び第二十二条において同じ。）の場合は、一・四四パーセント）、特別小口保険（同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険をいう。次条において同じ。）にあっては〇・四パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三四パーセント）とする。
（事業再生計画実施関連保証に係る保険料率）
第十四条　法第五十五条第三項の政令で定める率は、保証をした借入れの期間一年につき、普通保険及び無担保保険にあっては〇・四一パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・三五パーセント）、特別小口保険にあっては〇・一九パーセント（手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・一五パーセント）とする。
（設備導入促進法人としての指定を受けることができる法人）
第十五条　法第六十一条第一項の政令で定める法人は、株式会社とする。
（特許料の軽減等の要件）
第十六条　法第七十五条第一項の政令で定める要件は、次のとおりとする。
一　個人にあっては、次のいずれかに該当すること。
イ　常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、五人。次号イにおいて同じ。）以下であること。
ロ　その事業を開始した日以後十年を経過していないこと。
二　法人にあっては、次のいずれかに該当すること及び当該法人に対し、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の二分の一以上に相当する数又は額の株式又は出資を単独で所有する関係その他その事業活動を実質的に支配することが可能なものとして経済産業省令で定める関係を有する法人がないこと。
イ　常時使用する従業員の数が二十人以下であること。
ロ　資本金の額又は出資の総額（資本金又は出資を有しない法人にあっては、経済産業省令で定める額）が三億円以下であって、その設立の日以後十年を経過していないこと。
（特許料の軽減）
第十七条　法第七十五条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、申請人が前条第一号又は第二号に掲げる要件に該当する者であることを証する書面を添付して、特許庁長官に提出しなければならない。
一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所
二　申請に係る特許発明の特許出願の番号又は特許番号
三　特許料の軽減を受けようとする旨
2　特許庁長官は、前項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の三分の二に相当する額を軽減するものとする。
3　前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。